

令和4年度第3回定例
松本市教育委員会会議録

松本市教育委員会

令和4年度第3回定例松本市教育委員会会議録

令和4年度第3回定例松本市教育委員会が令和4年6月30日午後3時00分教育委員室に招集された。

令和4年6月30日（木）

議 事 日 程

令和4年6月30日午後3時00分開議

第1 開 会

第2 教育長挨拶

第3 議 事

[議案]

- 第1号 松本市教育文化センター運営委員会委員の委嘱について【非公開】
- 第2号 松本市新科学館建設検討委員会の廃止及び同設置要綱の廃止について
- 第3号 長野県教育委員会及び松本市教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の取り交わしについて
- 第4号 松本市教育長の職務に専念する義務の免除について
- 第5号 松本市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について【非公開】
- 第6号 松本市文化財審議委員会委員の委嘱について【非公開】
- 第7号 松本市立博物館分館の臨時開館について

[報告]

- 第1号 令和4年松本市議会6月定例会の結果について
- 第2号 学都松本推進協議会委員の委嘱について
- 第3号 市町村と県による協働電子図書館への参加について
- 第4号 中央図書館における特別整理期間の変更について
- 第5号 中央図書館及び本郷図書館の開館時間延長について
- 第6号 松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員の委嘱について
- 第7号 特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会委員の委嘱について
- 第8号 図書館協議会委員報酬の支払いについて

[周知]

- 1 松本城三の丸跡土居尻第15次発掘調査現地説明会（中間報告）の開催について

[その他]

〔出席委員〕

教 育 長	伊 佐 治 裕 子
教育長職務代理者	小 柳 廣 幸
教 育 委 員	橋 本 要 人
〃	佐 藤 佳 子
〃	春 原 啓 子

〔出席職員〕

教 育 次 長	逸 見 和 行
教 育 監	坂 口 俊 樹
教育政策課長	白 井 美 保
学校給食課長	三代澤 昌 秀
中央図書館長	小 西 え み
文化財課長	竹 原 学
西部4地区担当課長	白 井 邦 彦

〔事務局〕

教育政策課	
教育政策担当係長	降 旗 基
教育政策担当係長	小 澤 弥 生

《開会宣言》 午後3時00分

伊佐治教育長は令和4年度第3回定例松本市教育委員会の開会を宣言した。

教育長 それでは、定刻になりましたので、第3回定例松本市教育委員会を開催いたします。6月にこんな猛暑になるとはだれも思っていなかったと思いますけれども、学校の子どもたちの様子が心配になるところだと思います。昨日、ちょうど信明中学校に学校訪問に出かけて、学校の様子を見てまいりましたが、各教室では、換気をしながら冷房を効かせているということで心配ないかなと思います。しかし、体育館、それから信明中学校は柔剣道場がありますが、中にちょっと入っただけでもものすごい暑さで、ドアを開けていてもとても暑いという状況でした。昨日は、最後に全校での合唱練習が予定されていましたが、急遽中止ということで各教室で行うこととされてきました。この状態で体育の授業はできないだろうなということを思いましたし、校長先生と面談も行いましたが、校長室にも冷房が入っておりません。校長先生方からの要望をいただいて、昨年度、実施計画の中で検討して計上しましたが、認められなかったという経過がありまして、今年度は必ずこれを実現してよりよい環境整備に努めていきたいと思いました。

 コロナの状況もだいぶ通常に戻りつつありますので、教育委員の皆さんもぜひ学校訪問にご参加いただければありがたいと思います。

 それでは会議録の確認ですが、令和3年度の第9回定例、それから第10回定例教育委員会の会議録につきましては、ご確認いただいたと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、直ちにホームページで公開をしていきたいと思えます。

《署名委員の指名》

教育長 本日の会議録の署名委員ですが、佐藤委員、それから春原委員です。よろしくお願いいたします。

《議案審議》

教育長 本日の案件ですが、議案が7件、報告が1件追加となりまして8件、周知が1件となっております。この中で、議案の第1号、第5号、第6号ですが、こ

それは条例に基づいて委嘱をする委員の人事案件ということで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づきまして非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案の第1号、第5号、第6号は非公開としますので、最後に協議することといたします。

なお、本日ですけれども、追加しました報告の第8号を最初に説明をさせていただきます。以後、付議案件のとおり進めたいと思います。

それでは、説明をお願いいたします。

<報告第8号> 図書館協議会委員報酬の支払いについて

中央図書館長 説明

教育長 この報告につきまして、ご意見、ご指摘などありましたらお願いいたします。

橋本委員 担当者が人事異動で引継ぎが不十分だったということもあるということですが、決裁時の確認不十分と、それから人事異動の際に引継ぎをしっかりとさせるというこの二つの面において、担当者よりも決裁者たる責任者の責任が最も重いと思います。決裁者は、そこで見落とすと後ろがないという意味で決裁者の責任の重さをもう一度徹底させるということと、組織運営自体がきちんと図られるという意味合いにおける責任者、この問題点は、今までいろいろミスも聞いていますけど、いずれもそこですよね。だからその点については徹底していただきたいと思います。

小柳委員 今、橋本委員がおっしゃったとおりだと思います。

こういうことは、図書館のほかの業務についての不信感とまではいかないまでも不安感につながってしまうと思うので、慎重に進めてもらいたいと思います。

春原委員 複数の目で見るということを金額の大小に関わらず慎重にしてほしいと思います。

佐藤委員 今回、支払いの対象者が5名ということですが、新しく異動してきた新任の方は、なかなか委員さんのお名前とお顔が一致しづらいのかなと思いますが、この場合、名札がある形での委員会ですか。

中央図書館長 はい。

佐藤委員 わかりました。あとはお名前とお顔の照らし合わせプラス書類との照らし合わせが不足していたということですかね。

橋本委員 その点だけ言いますと、いい面と悪い面とあるのですが、今までは印鑑がありましたよね。そうすると、出席簿のようなものがあって、自分で印鑑を押すといったことがあったわけですけど、今は、いかに印鑑を廃止するかとなってきていますよね。だから、出欠とかそういったものを第三者が見るということも重要だから、本人が来ましたということで出欠簿に名前を書くとか何かそういう工夫が必要なのだろうという気はします。

佐藤委員 他の委員会に出るとサインは未だに求められますけれども、この図書館協議会はそういった体制にはなってないですか。

中央図書館長 求めてはいませんでした。

佐藤委員 市のほかの会議に出たときには印鑑は不要ですが、サインをお願いしますということは従来の会計課に回す書類の中で言われたので、橋本委員が先ほどおっしゃったとおりだと思います。

中央図書館長 参考にさせていただきます。

教育次長 今は、橋本委員がおっしゃった印鑑を省略するというのと、それからよりそういったことの効率化ということがあるでしょうから、そういうサインなどは求めずに、今回は報酬ということもあって、事務処理としてはどちらかというとその事務処理自体はルールに基づいてやっていたけれども、おっしゃるとおり、どうしても確認不足といいますか不都合が出てきてしまう場合、どういう形がいいかわかりませんが、不都合が生じないように考えていきたいと思います。ありがとうございます。

春原委員 いろいろな部署で委嘱されていますよね。部署によって違うということは、まずいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

橋本委員 それをやるのは、本来は監査ですよ。一般の会社でいけば、検査部とか監査部がいろいろなところの事業内容のチェックを行って、全社的に、あるいは、市役所だったら市役所全体として抜けているところを指摘しながら事務レベルを上げていくということだけど、市の場合、そういう監査とか検査の部署はどこですか。

教育長 まずは会計課、会計課が審査をします。そしてそれを月ごとにまとめて監査

事務局の事務局が監査をして監査委員が監査するというので、松本市の場合は、会計課のチェックが結構厳しいほうだと思います。

橋本委員 会計という話だと、勘定上大丈夫か、帳簿上大丈夫かという話ですけど、今、監査に求められているのは業務監査といって、業務そのものがどういう事務フローで流れているのか、それから今、起こった事象に対して業務が適正に行われているのかということをチェックすることが重要なんですけど、今、聞く限りではそれをチェックしている部署はあるのですか。

教育長 業務チェックも行っています。このところ不適切な事務処理が重なっているということで、ここ数年監査委員からはそのことについては厳しい意見をいただいています。今回、先ほど佐藤委員がおっしゃっていたようなサインを求めているものは報償費といいまして、厳密には、例えば謝礼的なものでお支払いするものと、報酬としてお支払いするものとあって、報酬はサインを求めない、だけど報償費のほうは1回ごとにお支払いするのでサインを求めるといいう事務処理で行っています。だから、今のお話を聞いていると、報酬の場合はより気をつけて処理をすることが必要だということが言えるのではないかと思います。

佐藤委員 請求書という形でも、印鑑の押印は省略ですけども、サインは求められています。3日ほど前の総合戦略室の会議でもそうでした。

教育長 報酬の場合は要注意でありますね。報酬とはいえ、図書館協議会の委員も会議ごとに出たらお支払いをするということで、例えば教育委員のように月額で決まっているということではないので、報償費に準じた確認が必要だと思います。

中央図書館長 はい。ありがとうございました。

教育長 これについては以後、この協議会に限らず教育委員会の中で適切に事務が行われるように気をつけてまいりたいと思います。

<議案第2号> 松本市新科学館建設検討委員会の廃止及び同設置要綱の廃止について

教育政策課長 説明

教育長 ご質問、ご意見お願いします。
よろしいでしょうか。

委員の皆さまには、途中で方針転換があったということでご了承をいただいております。それでは、議案第2号は、承認することといたします。

<議案第3号> 長野県教育委員会及び松本市教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の取り交わしについて

教育政策課長 説明

教育長 これは毎年行っているものになるかと思いますが、改めて説明がありました。ご質問、ご意見お願いいたします。

橋本委員 去年から変わったところはどこですか。

教育政策課長 昨年と変わったところはないです。

橋本委員 ずっと申しあげていますが、この教育委員会必携に掲げられている教育長に委任できない事項の中に、教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の人事という項目があります。各市町村の教育委員会が各市町村の教育委員会の責任を持って人事するとなっていますけど、実際には、県の職員だから県がやってという手順を踏んでいくと、結局、各教育委員会の中で、これだけは許せない、あるいはここだけは落としては駄目だよねというチェックをするということですね。人事は当然輪になっているからどこかを動かしたら芋づる式に変わっていくわけなので、そう簡単にイエス・ノーと言えない話でもあります。教育委員会の本質として人事権は、それぞれの市町村のところにあるという原則と、実態として県が案をつくって各教育委員会の了解を得ることとの間に齟齬が生じないような対応はきちんとしてもらわないと困ります。実際、我々も個々の人を知っているわけではないので、不祥事などが起きると、不祥事を起こした経歴のある方の異動等については厳しくチェックする必要があるわけですね。それを県が押し込もうとして、押し込んだ結果、また再発したという事例だって少し前にありましたよね。そういうことに対してどれだけ真剣に県との間で向き合うかということが実際にはこの人事の持っている意味だと思います。我々教育委員は個別の細かいことはわかるわけではないので、そこはむしろ教育長とか主幹指導主事の方がいろいろ行かれて、その情報をいただきながら、「そうなのですね、わかりました」と了解するような話なのだろうと思うのだけど、先ほど申しあげたような不祥事に関わるようなこととか、

非常に何か好ましくないような事例について、いかに排除権を担保するのかという事は、文面に書くとか、書かない以前に、このことが持っている精神に照らし合わせて担保してもらいたいと思います。

小柳委員 了解事項の大きい2番のところについて質問です。このことについて教育長として去年実際にやってみて、市町村教育委員会の意見がどのぐらい尊重されたという実感をお持ちですか。

教育長 基本的に主幹指導主事は、学校を本当につぶさに回っていただいている、校長会からの人事案のここは、というようなものは、県教委は尊重して下さっていると率直に感じました。ただ、県費教職員は全県採用なのですけれども、基本的には、前はなかったブロックごとの人事に配慮がされています。例えば、中信地区をブロックで選んだ方は、最後のほうは中信地区になるといった配慮です。その中で、あくまで例えばですが、中信地区の中に課題のある方がいらっしゃる場合に、他のブロックと相互で話し合いをして、ちょっとこの方については課題があるのですがお願いしますとか、逆にお願いをされるとか、そういうこともあるのだなということを感じました。

それから、県費教職員の任免ですね。採用とそれから懲戒処分ですとかそういうことは県が行いますけれども、日頃の服務監督は市町村教委が行うというこの二重構造に難しさがあるということは、これは以前教育政策課にいたときから感じていることです。先ほどのように、例えば案ができた段階で、このところが課題だと思っていますというようなポイントについては、私から教育委員の皆さんに去年も大体こんな案になっていますというお話をさせていただいたと思いますが、そのことプラス、少しこのところが課題なんですがということは皆さんにご相談をしながら進めていきたいと思っております。

橋本委員 今、教育長がおっしゃったところが非常に重要なところで、私、教育委員になって4年目に入っていますが、最初の2年は全く人事案件について結果報告だけでした。私はこの必携を持ち出して、教育長に委任されてませんよということで、何で決まる前に事前に教育委員会においてその説明がないんですかという異議申し立てをしました。赤羽前教育長の最後のほうになって、決まる前にご連絡をいただくようになりましたけど、その時点でも異議申し立てが受けられるような状況ではありませんでした。

私はこの教育委員会制度が、人事の面で全然ワークしていないということで相当かみつきました。それをきちんと新教育長に引き継いでいただいて、昨年からは実質的にきちんと事前にポイントをご説明いただき、了解したというような形がワークしていると思っています。それは、教育長と教育委員というこの市のレベルですらそうなので、その同じレベルを県との間できちり担保するということが非常に重要だろうと思います。それと思わしき事例が現にあったのではないですか。それは、以前にも不祥事件を起こした人をきちんと研修させたから大丈夫だといって引き受けさせられたわけですよ。だから、そういう事例を目の当たりにすると、本当にそれで大丈夫ですかと思わずにはいられない。それはたまたまその事例だけでも、そうではなくて、一定の割合でどの組織でも課題がある人はいます。そういう人を薄く広く、どこかで囲い込まないといけないわけですが、以前からずっと申しあげていることは、学校現場というところは子どもと接するところなので、課題のある教員を配置するかどうかについてはむしろ慎重でなければならなくて、一定の度合いでその人たちを囲い込まないといけないとすれば、現場でない教育委員会で囲い込むとかしないといけないのではないかと思います。

私が見る限り、教育委員会事務局にいる先生方はエリートですよ。だから、教育委員会を通過していかないと、上に上がっていくコースに乗れないというものが過去から延々と引き継がれてきていて、そういう面もあるのかもしれないけれども、それだけではなくて、一定の課題のある教員をどこで留保していくのかということは、人事全体としてバランスを持って考えないといけないと、県との間でしっかりと議論しないとけないと思います。

要するに私が言いたかったのは、課題のある教員を子どもの前に出さないでほしいということです。

小柳委員

県との関わりの中で思うところを2つお願いします。

1つは、文面では、「担当主幹指導主事は、学校訪問等により」と書いてありますが、学校訪問はどの学校も均等に同じ時間をかけてやっているようではないと思うのですが、緊密な連絡が取れているのか疑問に思います。これが1点です。

もう一つは、「教員の人事については、これを校長に立案させることが望ま

しい」とありますが、確かに現場の先生方を知っている校長先生たちに行ってもらうのはいいのですが、12月、1月、2月あたりに何回も何回も人事に関わる会合をやっていくことの負担や学校を留守にするという心配などもあるのではないかと思います、少し複雑なものがあります。

橋本委員のご指摘にあった課題のある先生たちも含めて、いわゆる人事上動きが重く、苦しい配置についてまで校長たちが他郡市と連携したりしながら立案していると思います。そういうときにこそ、県の主幹指導主事が入って、県の方針として移動を進めてもらえると校長の負担は減るのではないかと思います。私はそういう非常に重要な部分までも校長会に立案させることが本当にいいのかということを思います。以上の2点です。

教育長 坂口教育監何かありますか。

教育監 小柳委員がおっしゃるどのくらい主幹が均等にというところは。

小柳委員 私としては、主幹指導主事は、1日に3校とか4校を訪問しているイメージでいるので、1校にあまり時間をかけられないのではないかと考えていますが、1校に時間をかけて回っているのでしょうか。

教育監 回っています。今、私も対応させていただいていますが、基本的には午前、午後で1校ずつ回っていて、施設面については私が見ているので、主幹は主に先生方の様子をつぶさに把握するように努めています。

小柳委員 教室訪問もしているということですね。

教育監 はい。

小柳委員 わかりました。

教育長 私も昨日、一緒に回りました。教室の様子を見る前に、校長先生から大体ポイントをお伺いして、そして教室を回って、その後、校長先生との面談で、例えば昇任をかけた方とか課題に感じている方について意見交換したほかに、坂口教育監と主幹が手分けをして、県の先生方は主幹が、例えば初任で来た方とか、初任の教頭先生とか異動してきた方とお一人ずつ20分程度面談をしています。市費の教員は、坂口教育監が面談をするという形で、私は丁寧にやったださっていると感じています。

その後は、案ができてからも県の主幹と私と去年は高野先生と一緒にきましたけれども、何回か意見交換をする中で、ちょっとここがというようなこと

は意見を十分聞いていただいているということは感じていました。

小柳委員 橋本委員がおっしゃったような課題のある先生たちも個別に面談をするのですか。

教育監 そうですね、面談したり、実際に授業を見せていただいてどこに課題があるかという把握はしております。

橋本委員 その情報をお集めになるときに、ユーザーは子どもたちですよ。でも、子どもたちからヒアリングするわけにはいかないから、保護者ですよ。これは危険性をはらんでいると思うのですが、その危険性は後で言いますけど、保護者からの先生の評判とか情報は集められていますか。

教育長 それは、実際には校長のマネジメント力ということになりますが、大体校長先生との面談の中で保護者からのご意見として伺っています。

橋本委員 校長先生が基本ということですか。

教育長 ということが基本になってくるかと思います。直接教育委員会の事務局に意見が寄せられる場合もあります。

教育監 ここへ来る場合もあるので、その蓄積は当然ございます。

橋本委員 なるほど。でも、それをやり過ぎると危ないと思っています。今、学校の先生の権威がなくなっている。私は、ユーザーである保護者の意見を聞き過ぎてしまって、学校の「先生」ではなくて、「ベビーシッター」化していると思っています。学校の先生は、子どもたちが社会へ出ていくための見本となるように、「個別に手厚くやりなさい」という方針が何か勘違いされていませんか。保護者の意見と言えども、基本を踏まえて取捨選択して組織運営をきちんとやらないと、学校の権威が落ちてしまうと思います。保護者への対応は、先生方の人事の面で非常に難しいところだけれど、そのバランスに配慮する必要があるという気はします。

教育長 でも、その権威というものが違う意味で解釈されると、とても画一的な今までの教え型の学校になってしまうので、それを今転換しようとしていますよね。子どもの個別の学びに伴走者として教師が寄り添っていくという、そこに転換をしようとしているので、校長のマネジメントは本当に今、大変だと感じています。

もちろん、橋本委員のおっしゃっていることはわかります。確かに先生とし

ての矜持を保てるような部下支援だったり、そういう教員の学びもきちんと伝えていかなくてはいけないし、そこは非常に今が難しい転換点にあるということを感じています。

この件についてはほかにはございますでしょうか。

小柳委員

別のことですが、学校にはいろいろなタイプの先生がいます。県費の正規の人、県費の単年度の人、それから市費の正規の人、市費の単年度の人、それから時間勤務、パート勤務の県費の人などいろいろな人がいます。その中で単年度採用の県費の先生方の中には、採用試験を惜しくも通過しなかった方が多くいます。言い方が良くないですが、不採用になった方を講師として採用していることになります。このことは、先生にとってもよくないことだと思うので、県では講師の先生方については、講師採用試験をやったほうがいいと考えています。来年度の講師を希望する人は、試験をして合格した教員であるという意識を持ってもらいたいと思います。

それからもう一つ、県費の教職員で定年を迎えた方は、面接試験をして再任用の教員となっているので、市もそういう形で面接しながら採用してはどうかと思いました。どうしても校長会で立案した案を承認して、辞令を出している感じがします。手間やお金もかかったり時間もかかったり大変ですが、講師の採用試験とかを何かしらの形でできたらいいなと思っています。

教育長

市費の講師の採用に当たっては面接してますよね。

教育監

はい、しています。していますが、最初に採用するときにして、継続してやっていただいている先生方については、試験というほどではないですけども主幹と対応しているときに私が実際には面接をしているという感じです。

小柳委員

毎年の試験を単年度やって、2年～3年続けて合格した人は、本採用の試験のときに有利になるというような仕組みにしてはどうかと思います。

教育長

小柳委員がおっしゃることはごもっともなのですが、学校現場で聞くと、とにかく採用試験をするまでの人がいない。それが現実だと思います。だから今も、例えば市費の加配の教員の枠をつくって、枠はあるのに、探してもその該当の人が見つからない、校長先生が県にある名簿をもとに50回ぐらい電話をかけても人が見つからない。そういう現場が、これは松本市だけでなく県の教育長の会議に行くと、皆さん共通しておっしゃることですよね。ですので、

市の加配、県の講師に限らず、人事についてはもう少し県、県教委が責任を持っていい人を集めるような仕組み自体を考えていただいて、とにかく人を確保していく、人材を確保していく、人材育成していくということに非常に力を入れていただかないと、現場が疲弊している原因がそこにあるかなということを感じています。

橋本委員 それに関連して、今、社会情勢の中で一般企業においても何が問題になっているかという社内教育です。今回中核市として研修センターを設けて、一部スタートしていますが、研修を繰り返すことによって教員のレベルをどう維持していくか。その研修制度の中で人事考課的なことも一部取り入れていかざるを得ないのではないかと思います。それは企業でも、今後の成長、骨太の方針でも人材投資にたくさんの項目が割かれているわけで、そういう意味で人材育成をどのようにしていくかということは、教員においても重要で、教員自体のレベルを上げるためにどう磨きをかけていくか、それは結局研修でしかないだろうと思います。

教育長 今、研修センターを立ち上げて一生懸命やろうとしています。

小柳委員 手厚い対応をすることはとても賛成で、学校にいろいろなタイプの先生がいることは必要ですが、そのことが同時に人材不足になっているという裏腹な関係もあるような気がします。

教育長 どういうことですか、それは加配を増やす、人を増やすということですか。

小柳委員 いろいろな役割を果たしてくれる先生方を加配で増やしていくと、子どもにとってはとてもいいことですが、その分人がいるわけなので、探してこなければいけなくなります。今まで、5だったところを8にしたら3必要になります。そうすると、どの学校もみんな3を求めれば、当然人がいなくなります。だから裏腹な関係にあると思ったわけです。

教育長 でも、人が必要だということは、それは誰もが願っていることだと思うので、先ほどお話したように、もともと人事配置ということについては、県費教職員は県が任命を担っているのならば、その採用、正規の人の枠も含めてきちんと質の高い人を、これは全国の競争になるかもしれないけれども、確保していくというところに、本当に2歩か3歩ぐらい先に何か政策を打って、やっていくべきではないかということはこの1年やってみてしみじみ感じています。

春原委員 県教委が採用するということですが、人事に関して県教委は各市町村教育委員会の意見を尊重して協力の上、実現を期するとの了解事項は、県教委の原案により、市町村との連携を図って、現場の校長に頼るという実情なのですね。その観点からも、教育監や主幹指導主事が学校訪問や面談等によって得た情報は、重要な材料になると思います。

現場の話ですが、実際にある中学校で講師として採用され、校務分掌を進路に配置され、とても厳しい経験をしたということを知りました。学校の事情はあるものの、その責任の重さは大変なものだと思います。

教育長 採用に関しては、これは県教委の権限ですので、市が関与はできません。ただ、今、春原委員がおっしゃったような学校訪問をする中で、小柳委員の話題に出てきましたけれども、講師をしていて教員を目指して試験を何回も受けていらっしゃるという方がいらっしゃるの、そういう方の現場での情報を、先ほどのように主幹指導主事を通じてこの人はとてもいい先生ですというようなことを伝えていくことは大事な役割かと思いますが、坂口教育監、よろしいですか。

教育監 校務分掌的なことは校長が責任を持ってそれぞれ適切に配置をするということが基本だと思うので、委員がおっしゃるようなことは私の感触ですと基本的に講師が進路指導主事ということは考えづらいですね。

春原委員 極端な例だとは思いますが、教育監がおっしゃる「進路指導主事」ではなく、「進路係」としての話だと思いますが、実情が困ってしまえば校長先生はそういう配置をせざるを得ない状況になってくると非常に生徒にとっては望ましくない状況ですよ。

橋本委員 我々、教育委員のメンバーで、最終的に人事案を議論するときに、どういう視点が重要かと考えると、プロフェッショナルなところはプロフェッショナルに任せばいいと思っています。そうではなくて、我々はジェネラルの観点から、何か変なことが起こっていないか、保護者のために、子どもたちのためにきちんとチェックをするということです。先生方は学校現場も知っているでしょうけど、我々全然知りませんので、むしろ知らないからチェックができるという部分もあるので、そういったところが重要なのではないかと思います。

教育長 という意味でも、委員の皆さん学校訪問よろしく願いいたします。

それでは、この件についてはよろしいでしょうか。それでは、承認とさせていただきます。

<議案第4号> 松本市教育長の職務に専念する義務の免除について

教育政策課長 説明

教育長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見ありますでしょうか。

3の(3)第3号に該当するものということで、これは市の行政の運営上、その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体や職員ということで、2つの団体の副理事長をしておりますが、1つ目は市が100%出資をしている外郭団体であるということ、それから、Mウイングの管理組合は、Mウイングは地元の方と共有財産としていることから、その管理をするためのMウイング管理組合ということで、生涯学習課中央公民館が入っている関係でこの役職を兼ねているということになります。

橋本委員 基本的に異議ありません。逆に教育長に伺いたいのですが、規則第2条関係の数が多いですよね。負担感ありませんか。年に1、2回ぐらいのものが多いただろうとは思いますが、負担感があつたらそれは減らすべきだと思いますが、現在、負担感がさほどないということであれば、これでよろしいのではないかと思います。

教育長 何ともお答えしにくいですが、仕事ですので務めたいと思います。

橋本委員 こちらの負担感が重いということであれば本業が疎かになるということの意味しているわけで、バランスの取れた形で特に問題ないということであればいいのではないのでしょうか。

教育長 ご心配いただきありがとうございます。現在のところは大丈夫だと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、議案第2号はお認めいただいたということで承認いたします。

<議案第7号> 松本市立博物館分館の臨時開館について

博物館長 説明

教育長 ご質問、ご意見ありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お盆のことになりますが、開館よろしく申し上げます。承認いたします。

<報告第1号> 令和4年松本市議会6月定例会の結果について

教育政策課 説明

教育長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見ありますでしょうか。

よろしいですか。

それではこれは報告を受けたことといたします。

<報告第2号> 学都松本推進協議会委員の委嘱について

教育政策課 説明

教育長 では、ご質問、ご意見を願いたいと思います。いかがでしょうか。

小柳委員、委員になっていただけるということで、よろしく申し上げます。

小柳委員 1年間やりましたが、引き続きもう1年務めさせていただきます。

教育長 よろしいでしょうか。学都松本推進協議会も学都松本フォーラムの企画・運営ということが中心に進められてきたものになりますが、コロナのことがあったりして、これも少し転機にきていると思いますので、ぜひ学都松本の推進に関するということということで新しい委員さんたちに積極的に進めていただきたいと思います。

それでは、この報告については承認としたいと思います。

<報告第3号> 市町村と県による協働電子図書館への参加について

中央図書館長 説明

教育長 ご質問、ご意見ありますでしょうか。

小柳委員 協働電子図書館の仕組みについてですけど、利用案内のところの予約のところ、読みたい電子図書が貸出し中の場合は予約ができますとありますが、電子図書なので複数の人が同時に借りられるのではないかというイメージがあったのですが、これだとこれまでの普通の図書と同じということですか。

中央図書館長 個人でお金払っていただいている電子書籍は、他の人が読まれていても別の

方も読めるということになっていますが、システムとしては図書館と同じで借りている方がいらっしゃるとその方が読み終わるまではお待ちいただくというシステムになっています。

教育長 私も最初にこれを聞いたときに、どうしてと思ったのですが、結局、アクセス数を多くするためにはそれなりの料金を払わないといけないということだそうです。

小柳委員 わかりました。

佐藤委員 利用資格のところに、松本市図書館の窓口での申請が可能な方とありますが、これは利用者カードを持っていてもこの申請自体は窓口に行かないと電子書籍の貸出しの申請はできないのでしょうか。

中央図書館長 県の図書館のホームページからですとネットでもできるということです。

佐藤委員 わかりました。外出が難しいという方にもこういった利用はとても利便性が高いと思うので、ネット上で完結することも可能ということですね。何かそのあたりの周知ができるといいなと思います。

教育長 確かに、利用資格のところにこう書いてあると、それはわかりませんね。県立図書館だから松本市のカードを作らなくても、県立図書館の利用者にはなれるということだとすると、ここの利用資格の書き方だと、市の図書館の利用者カードを作ってからでないといけないと思われてしまうかもしれないですね。

中央図書館長 松本市のまずカードを持たないということでしょうか。

教育長 ここに利用資格、括弧して松本市図書館の窓口での申請が可能な方とあるので、それができないと駄目なのかなということですよ。

佐藤委員 そうですね。広報とか周知される際に、そういう、なかなか外出が困難な方でもネット上で完結して、利用が可能であるということがわかる形での周知がなされるといいなと思います。

中央図書館長 わかりました。

教育長 このチラシの書き方を少し工夫していただいたほうがいいかなと思います。

中央図書館長 わかりました。

橋本委員 データのダウンロードが印刷はできませんということは、著作権法上当然だと思いますけど、ページを開いて写真を撮れば、拡大すれば同じ効果を及ぼしますよね。それに何かモザイクがつくとかというようなところまで対応されて

いますか。

中央図書館長 すみません。確認はしておりません。

佐藤委員 一般的に電子書籍を買ってもそういう機能はついてなくて、本を借りてきても写真を撮ってしまえば、結局紙でも電子でも同じことなので、恐らくそこまでのセキュリティーはかかってないのではないかなと思います。通常の電子書籍であればかかってないです。ただし、ドラッグしてコピーして貼り付けようと思ってもそれは多分できないのではないかなと思います。

教育長 ほかにはよろしいでしょうか。

ぜひ、ご利用いただきたいと思います。それでは報告を受けたことといたします。

<報告第4号> 中央図書館における特別整理期間の変更について

中央図書館長 説明

教育長 ご質問、ご意見ありますでしょうか。以前ご報告したガラスの事故に伴ってということですね。

中央図書館長 はい。

教育長 よろしいでしょうか。

では、こちらは承認といたします。

<報告第5号> 中央図書館及び本郷図書館の開館時間延長について

中央図書館 説明

教育長 ご質問、ご意見お願いいたします。

佐藤委員 今回、中央図書館と本郷図書館が加わったということですが、本郷図書館が選ばれた理由は何かあるのでしょうか。

中央図書館長 本郷図書館の司書のぜひやりたいという意向もありました。

佐藤委員 わかりました。こういうところがより広がっていけばいいなとは思いますが。

中央図書館長 試行としても、どのくらいの利用があるのか把握したいと思っています。

教育長 では、よろしいですか。

それでは、大変かと思いますがよろしく申し上げます。

<報告第6号> 松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員の委嘱について

西部4地区担当課長 説明

教育長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見ありますでしょうか。

佐藤委員 質問ですが、有識者の中で地形・地質のみ専修大学の先生が入られていて、信州大学にも地質に関する分野はあると思うのですが、これは何か特別なご専門分野が、該当するところがあるのでしょうか。

西部4地区担当課長 そうです。地質といっても地球の深いところから浅いところまで扱うご専門がそれぞれで、上高地の場合は特に今、管理用道路ですとか河床上昇が問題になっていまして、表面の地形を特に助言いただく必要がある。この専修大学の荻谷先生は上高地自然史研究会という会に所属しておられて、長く上高地の地形変化を見ていただいているものですから、この先生が適任と考えてお願いしたという経過がございます。

佐藤委員 わかりました、ありがとうございます。

教育長 ほかにはよろしいですか。

それではこの件については承認いたします。

<報告第7号> 特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会委員の委嘱について

西部4地区担当課長 説明

教育長 ご質問、ご意見ありますでしょうか。

よろしいですか。今年はいよいよ整備事業も進んでいくということで、どこかでまた委員さんにもご報告いただければありがたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、報告第7号について承認いたします。

<周知事項1> 松本城三の丸跡土居尻第15次発掘調査現地説明会（中間報告）の開催について

教育長 説明

教育長 以上で公開の案件は終わりますが、これまでの案件について何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、この後非公開となりますので、傍聴の皆さんは退席をお願いいたします。

(傍聴者退席)

教育長 それでは再開いたします。

非公開案件になりますが、議案の第1号からお願いします。

<議案第1号> 松本市教育文化センター運営委員会委員の委嘱について【非公開】

非公開案件につき内容省略

⇒ 承認

<報告第5号> 松本市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について【非公開】

非公開案件につき内容省略

⇒ 承認

<議案第6号> 松本市文化財審議委員会委員の委嘱について【非公開】

非公開案件につき内容省略

⇒ 承認

≪閉会宣言≫

伊佐治教育長は、令和4年度第1回松本市教育委員会を閉じる旨宣言した。

<午後5時18分閉会>

会議録調製職員

教育政策課教育政策担当係長

小澤 弥生

会 議 録 署 名 委 員

春原 啓子

佐藤 佳子
